

# 古賀市電子入札システム説明会

令和6年8月27日

古賀市 管財課

# 1. 電子入札とは

## (1) 概要及び仕組み

電子入札は、従来紙によって行っていた入札業務を、インターネットを利用することにより場所や時間の制約を受けることなく実現するものです。電子入札への参加はICカードを用いて行われるため、暗号化や電子署名等の技術により入札書等の盗聴・改ざん・漏洩等の防止が図られます。

## (2) 国の方針

平成23年8月25日付け通知にて、総務大臣及び国土交通大臣から電子入札の導入等の推進が要請されています。

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(一部抜粋)総行行第126号、国土入企第14号

### 7. 電子入札の導入

電子入札システムの導入について、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、可能な限り速やかにその導入を図ること。

## 2. 電子入札導入の効果

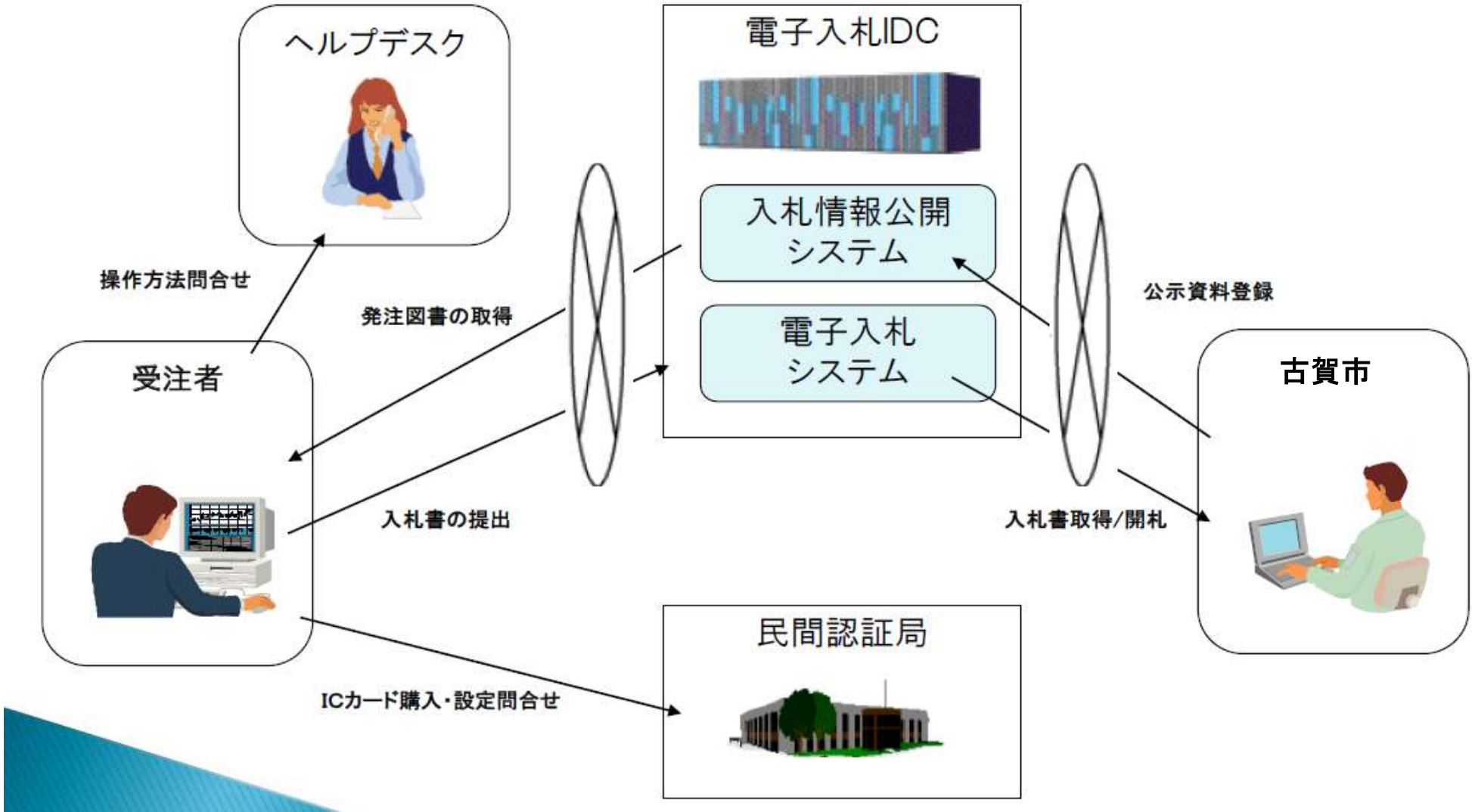
- ・透明性・公正性の向上などの効果の実現
- ・入札参加者の入札に関する負担の軽減  
(郵送、移動コストの縮減)
- ・行政事務の効率化

## 3. 導入後の予定

### 令和6年10月～

当初導入は、建設工事のうち 令和6年度については**土木(Bランク)**を電子入札の対象案件として運用を開始します。その後、令和7・8年度入札参加資格者による入札から順次拡大していく予定です。  
また、電子入札に対応できない入札参加業者への対策として、当面の間は紙入札と電子入札を併用して入札を行います。

# 4. 電子入札システムイメージ図



## 5. 入札の実施方法

### 指名競争入札

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 入札方法    | 電子入札                  |
| 指名通知    | 指名業者へメール              |
| 設計図書の配付 | 入札情報公開システム            |
| 入札書の提出  | 電子入札システムに入力または、入札書等提出 |
| 抽選方法    | 電子入札システム上の電子くじにより決定   |

※指名通知はメールで行いますので、受信の確認をお願いします。また、メールアドレスの変更等がありましたら、速やかにシステムにて登録内容の修正をお願いします。（あくまで電子入札用メールアドレスの変更です。郵便入札用のメールアドレスも変更する場合は今まででおり競争入札参加資格変更届の提出が必要となります。）

### 5-1. 指名競争入札注意事項

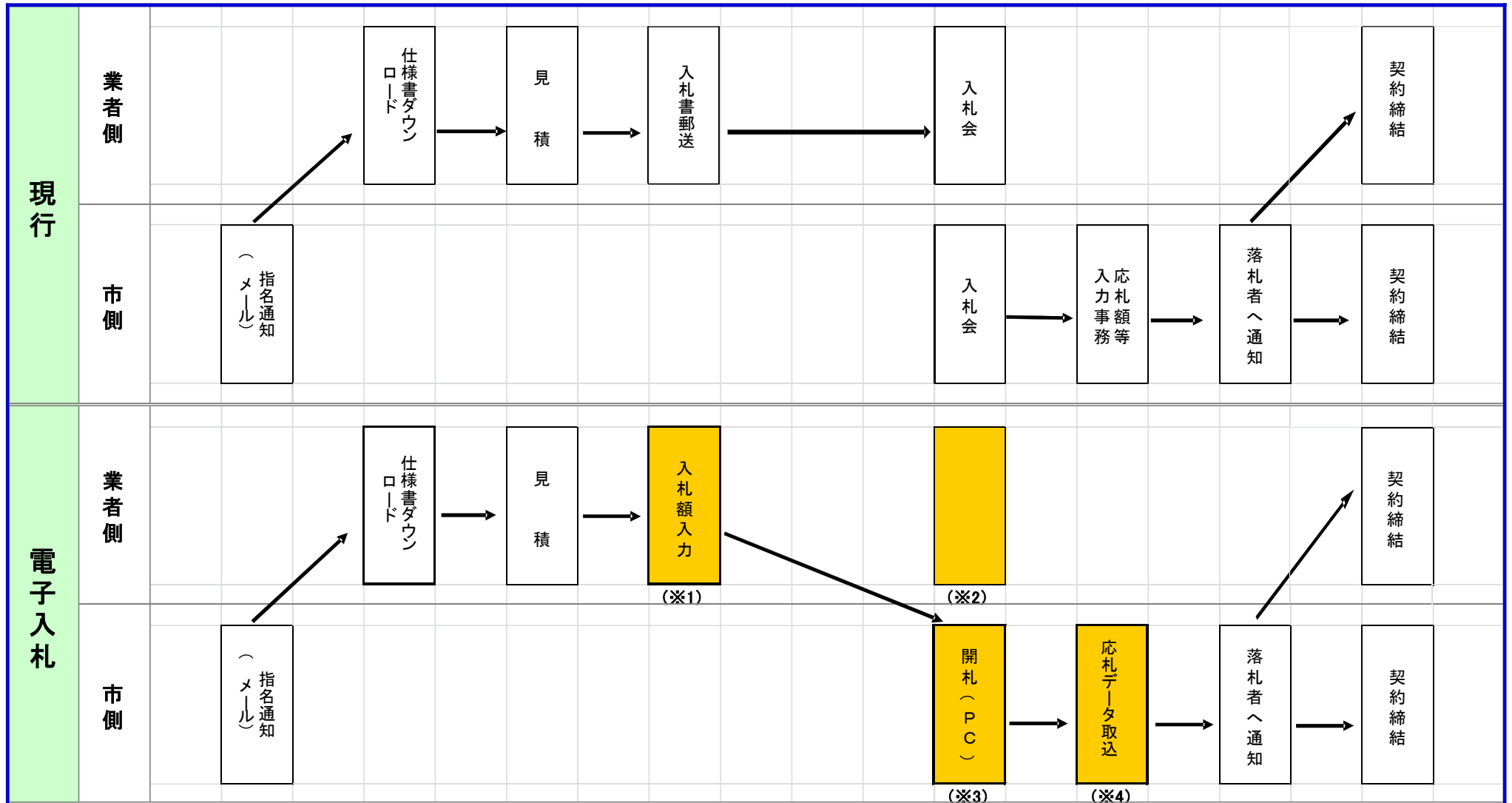
#### ・提出書類

入札時：内訳書（電子入札システムに添付）

#### ・落札者への通知方法

落札決定日に電子メールまたは電話。（公表は古賀市ホームページ及び管財課窓口での閲覧）

## 5-2. 業務フロー



### 【業者側メリット】

- ※1.2 インターネットの画面から入力することが可能となり、入札書の押印漏れなど、入札書不備による無効がなくなる。  
入札書郵送及び入札会の必要がなくなり、時間とコストの削減になる。

### 【市側メリット】

- ※3 入札会、入札書事務がなくなり、入札書の整理・保管等の誤りも防止される。
- ※4 入力誤り等が防止される。

## 6. 紙入札による参加について

原則として、電子入札での実施をお願いいたします。

ただし、電子入札が利用できない場合は、入札日前日（前日が日祝日の場合は直前の開庁日）の17時までに管財課契約係宛てに、各入札毎に「紙入札参加届出書」を入札書等と同封し郵送することにより、紙入札を行うことができます。

## 7. その他（入札に関すること）

### ・入札の辞退について

電子入札案件における入札の辞退は、入札書受付終了時間までにシステムより辞退の入力を行ってください。

### ・電子入札案件の開札立会人

電子入札案件では、地方自治法施行令により、立会人は不要とされていますので、立会人は原則依頼しないこととなります。

## 8. 準備していただくもの

- ・パソコン (Windows)
- ・ICカード
- ・インターネットが利用できる環境
- ・ICカードリーダー

- ・国や県等の電子入札に参加している場合は、新たに準備する必要はありません。
- ・ICカード、カードリーダーは民間認証局から購入してください。

### 8-1. ICカード、ICカードリーダー

コアシステムに対応している認証局で購入することができます。  
現在、電子入札に使用可能なICカードを新規で購入することができる認証局は、以下のとおりです。※ICカードリーダーは、ICカードと同じ認証局から購入されることをお奨めします。

| 認証局名                   | ホームページアドレス  | 電話           | FAX          |
|------------------------|---|--------------|--------------|
| (株)NTTビジネスソリューションズ     | <a href="http://www.e-probatio.com/">http://www.e-probatio.com/</a>                   | 0120-851-240 | 06-6348-1016 |
| 三菱電機インフォメーションネットワーク(株) | <a href="http://www.diacert.jp/plus/">http://www.diacert.jp/plus/</a>                 | 03-6771-5108 | -            |
| (株)帝国データバンク            | <a href="http://www.tdb.co.jp/typeA/">http://www.tdb.co.jp/typeA/</a>                 | 0570-011999  | 03-5775-3128 |
| (株)トインクス               | <a href="https://www.toinx.net/ebs/info.html">https://www.toinx.net/ebs/info.html</a> | 022-799-5566 | 022-799-5565 |
| 日本電子認証(株)              | <a href="http://www.ninsho.co.jp/aosign/">http://www.ninsho.co.jp/aosign/</a>         | 0120-714-240 | 03-5148-5695 |



## 8-2. ICカード、ICカードリーダー

### ※ICカードの取扱い上の留意点

- ◆ICカードは、入札参加資格者本人であることを証明するものです。  
会社の実印と同じように大切に管理してください。
- ◆ICカードを使用する際に必要な暗証番号(PIN番号)の入力を連続して間違えると、ICカードが閉塞する(利用できなくなる)場合があります。
- ◆ICカードが閉塞、破損又は紛失した場合は、直ちにICカードを購入した認証局へ連絡してください

## 9. 利用者登録の注意事項

### 「業者番号」と「商号又は名称」について

#### ・業者番号(9桁の数字)

入札参加資格申請システムにログインいただき個別情報ページにて古賀市が付番した「業者番号」を確認してください。

#### ・商号または名称

古賀市ホームページに掲載しております入札参加資格者名簿の「商号または名称」欄をそのまま入力してください。

例:(株)となっている場合 ○(株) ✖株式会社

※機種依存文字(高・崎・隆・柳・徳・濱など)は使用できません。

※すべて全角で入力してください。

## 10. 電子入札システム稼働時間

|          |            |            |
|----------|------------|------------|
| システム稼働時間 | 電子入札システム   | 8:30~20:00 |
|          | 入札情報公開システム | 6:00~23:00 |

(土曜、日曜、祝祭日、及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

## 11. お問い合わせ

### ・電子入札システム、入札情報公開システムの操作方法

(株)日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

受付時間 平日9:00~12:00 13:00~17:30

電話番号 0570-021-777 (IP電話から利用不可)

メール [sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

### ・ICカードの取得、設定

電子入札コアシステム対応の各認証局

### ・入札制度に関するお問い合わせ

古賀市 管財課契約係

電話番号 092-942-1114